

新ひだか町建設工事等見積心得

平成18年3月31日決裁

全部改正 平成26年4月 1日

一部改正 平成30年4月11日

一部改正 令和3年7月26日

(総則)

第1条 新ひだか町が発注する工事請負等に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(見積等)

第2条 見積しようとする者(以下「見積者」という。)は、当該契約について、支出負担行為担当者から見積依頼の通知等を受けた者でなければなりません。

2 見積者は、閲覧に供する設計書、仕様書、図面、契約書案及び現場等(以下「閲覧用設計図書等」という。)を熟覧の上、見積しなければなりません。この場合において閲覧用設計図書等について疑義があるときは、見積依頼の通知等で定める質疑受付期間内において、閲覧用設計図書等に対する質問書を担当課へ提出し、質問に対する説明を求めることができます。

3 見積者は、見積書を作成し、自己の氏名を記名押印の上、見積依頼の通知等に示した方法により、見積書の提出期限までに提出しなければなりません。

4 見積書は封筒に入れて見積者の商号又は名称、見積件名を表記して提出しなければなりません。

(注) この項は、見積依頼の通知等に示した日時及び場所において見積書を提出する(見積合わせを行う)場合に適用する。

※ 「期日見積」という。

5 郵便(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項の規定により日本郵便株式会社が送達する信書をいう。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。))により送付する方法又は直接持参する方法による見積書の提出を認めている場合においては、見積書を封筒に入れて、見積者の商号又は名称、見積件名を表記し、

併せてその封筒に「見積書在中」と朱書きのうえ、提出しなければなりません。

(注) この項は、見積依頼の通知等で示した見積書の提出期間内に、郵便等又は直接持参する方法により見積書を提出し、特定の日時に開封する場合に適用する。

※ 「期間見積」という。

6 見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載し、封筒に「押印省略」と併せて表記してください。なお、押印を省略した場合は、見積書の作成名義人が真実の作成者であると認められることの確認をすることがあります。

7 第4項又は第5項による見積書の提出方法以外により見積書の提出を求める場合は、見積依頼の通知等に示した要件を確認の上、提出しなければなりません。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積者は、見積書を提出するに当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積書提出の意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第4条 見積者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を支出負担行為担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して見積書を提出するものとします。

(注) 代表者が作成した見積書を携行し、提出するだけの者については、単なる使用者に過ぎないため、代理人と異なり見積書への使用者であることの表示や委任状の提出の必要はないこと。なお、使用者は意思決定の自由がない点で、代理人とは異なること。

2 見積者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積者の代理をすることはできません。

3 見積者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積者の代理人とすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第5条 見積者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。また、開封日時前であっても同様とします。

(無効とする見積書の提出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- (1) 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出
 - (2) 記載金額(頭首金額)を加除訂正した見積書の提出
 - (3) 記名押印がない見積書の提出(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載の無い見積書)
 - (4) 見積者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
 - (5) 代理人が2人以上の者の代理をしていた見積書の提出
 - (6) 見積者が同一事項について他の見積者の代理をしたときの双方の見積書の提出
 - (7) 郵便等による見積書の提出で所定の日時までには到着しなかった見積書の提出
 - (8) 無権代理人の見積書の提出
 - (9) 見積書の提出に関し不正の行為のあった者の見積書の提出(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)
 - (10) 見積書の提出する者に必要な資格のない者のした見積書の提出
 - (11) 工事費等内訳書の提出が必要な見積書に、工事費等内訳書の提出がない見積書又は不備のある工事費等内訳書を提出した見積書の提出
 - (12) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出
- (開封)

第7条 見積書の開封は、見積依頼の通知等に示した場所及び日時に見積者を立ち合わせて行うものとします。ただし、見積者が開封に立ち会わない場合は、見積者に代わって見積事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとします。

2 見積依頼の通知等で示した見積書の提出期間内に郵便等又は直接持参する方法により見積書を提出し特定の日時に開封する場合において、当該見積に係るすべ

ての見積者が見積書の提出（見積参加辞退届を含む。）をしたときは、見積書の開封日前（見積書の提出期間の末日）であっても開封を行うことができるものとします。

（再度見積）

第8条 開封の結果、契約の相手方を決定するに至らなかった場合の取扱いは次に掲げるとおりとします。

- (1) 開封の結果、契約の相手方が決定しなかった場合は、必要に応じて直ちに見積者（初度の見積参加者）で再度の見積を行います。ただし、郵便等による見積をした者がある場合において、その場で直ちに再度の見積を行うことができないときは、別に指定する日時に再度の見積を行います。
- (2) 無効となる見積書の提出した見積者は、再度の見積には参加できません。
- (3) 予定価格の範囲内の見積であっても、再度見積の依頼をすることがあります。
- (4) 再度の見積の開封の結果、契約の相手方が決定しなかった場合は、再度の見積を打ち切り、再度の見積依頼の通知等を行う場合があります。また、必要に応じて別途選定した者から見積書を徴して、契約の相手方を決定することがあります。

（注）再度の見積回数（初回を含めた回数）は、見積依頼の通知等で示す場合があります。

（契約の相手方の決定）

第9条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者を、原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。ただし、支出負担行為担当者が別に指示する場合はこの限りではありません。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者（郵便等による見積者で当該見積りに立ち会わない者がある場合を含む。）があるときは、当該見積事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の見積者を契約の相手方としない場合）

第10条 開封の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者を契約の相手方としない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他支出負担行為担当者が必要であると認めるとき。

2 前項の規定に該当する見積を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で見積した者を契約の相手方と決定しない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を契約の相手方とする場合があります。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定された日から起算して7日以内（新ひだか町の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。）に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(新ひだか町議会の議決事件)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により新ひだか町議会の議決を要する事件とされている契約について、契約の相手方を決定した場合は仮契約を締結し、新ひだか町議会の議決を得たときは本契約を締結します。

2 契約の相手方の決定から本契約の締結までの間に、契約の相手方として決定された者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、当該者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第12条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。

(契約の相手方として決定された者と契約の締結を行わない場合)

第13条 契約の相手方として決定された者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該者と

は契約を締結しません。

- 2 契約書の作成を要する契約であって、契約の相手方の決定から契約を締結するまでの間に契約の相手方として決定された者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、当該者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(契約保証金等)

第14条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- (1) 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

- 2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、町長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(注) 余裕期間制度を適用した契約についての契約保証の期間は、契約締結日から工期の終期日までとなる（余裕期間を含む。）。

※ 通常の工事と同様に契約締結日を含みます。

(談合情報に関する対応)

第15条 見積に関して談合情報があった場合には、見積の執行の延期、事情聴取及び工事費等内訳書の徴取を行うこと、又は見積の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に見積談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。この場合において、落札者は契約解除により生じる損害を求めることはできません。

(見積の取りやめ等)

第16条 支出負担行為担当者が見積の執行を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

2 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積を延期し、又は取りやめることがあります。

(見積の辞退)

第17条 見積の依頼通知等を受けた者は、見積書提出の期限までの間、いつでも見積を辞退することができます。

2 見積の依頼通知等を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を文書(別記様式第1号)又は口頭により支出負担行為担当者に連絡してください。

3 見積依頼の通知等で明示した見積期間内に見積の参加をしなかったときは、当該見積を辞退したとみなします。

4 前2項により見積を辞退した者に対し、これを理由に以後の見積の依頼等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(見積の辞退)

第17条 見積の依頼通知等を受けた者は、見積の執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができます。

2 見積の依頼通知等を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 見積の執行前には、その旨を文書(別記様式第1号)又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 見積の執行中には、その旨を口頭により見積の執行する者に連絡すること。

3 見積依頼の通知等で明示した日時に見積の参加をしなかったときは、当該見積を辞退したとみなします。

4 前2項により見積参加を辞退した者に対し、これを理由に以後の見積の依頼等において不利益な扱いを行うことはありません。

(注) この条項は、見積依頼の通知等で示した日時及び場所において見積書を提出する(見積合わせを行う)場合に適用する。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第18条 見積に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(異議の申立て)

第19条 見積者は、見積後、この心得、閲覧用設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(工事費等内訳書の提出)

第20条 見積時に工事費等内訳書の提出を求めることがありますので、参加するすべての見積に係る工事費等内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。なお、見積の依頼通知等において、工事費等内訳書の提出を求めているものは、見積書と併せて提出してください。

2 工事費等内訳書の提出を求めたときは、見積者又はその代理人は、工事費等内訳書に自己の氏名を記名押印し見積書と同時に提出しなければなりません。なお、押印を省略する場合は、見積書と同様に「本件責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載してください。

3 工事費等内訳書には、見積用参考資料により示す工事費等内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。

4 見積者又はその代理人は、その提出した工事費等内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

5 工事費等内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費等内訳書に係る見積は原則として無効とします。

(1) 工事費等内訳書の提出がない場合

(2) 工事費等内訳書の記載金額(合計金額)その他当該工事費等内訳書の要件が確認できない場合

(3) 工事費等内訳書に記名押印がない場合(押印を省略する場合、「本件責任者

及び担当者」の氏名、連絡先を記載の無い工事費等内訳書)

- (4) 見積者（代理人をして見積書を提出した場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費等内訳書を提出した場合
- (5) 工事費等内訳書の合計金額と見積書の記載金額が一致しない場合
- (6) 見積用参考資料により示す工事費等内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合

見 積 参 加 辞 退 届

年 月 日

新ひだか町長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

⑨

次の案件について、見積への参加を辞退いたします。

見 積 件 名			
見積(開封)日	年 月 日		
辞 退 理 由 [複 数 選 択 可]	1 手持ち業務等が多く、新たな業務等を受注することが困難である。 2 技術者・作業員の確保が困難である。 3 資材や機械等の確保が困難である。 4 下請業者の確保が困難である。 5 目的物の取扱いがない。 6 指定納期までに目的物を納入できない。		
	その他 (理由を簡潔に記入してください)		
辞 退 期 間	<input type="checkbox"/> 今回のみ	<input type="checkbox"/> 年 月 末まで	<input type="checkbox"/> 年 月 日 頃まで
辞 退 業 種 [工 事 委 託]	1 今回の見積案件の業種 () のみ 2 1に加えて受注困難な登録業種 () 3 登録全業種		

以下の内容を記入することで、代表者の押印を不要とします。

本件書類発行	責 任 者 氏 名	
	所 属 部 署 名	
責 任 者	連 絡 先 (電 話 番 号)	
	担 当 者 氏 名	
本 件 事 務	所 属 部 署 名	
	連 絡 先 (電 話 番 号)	
担 当 者		

- 注1 この届は、見積執行担当課（見積書の提出先。以下「担当課」という。）に直接持参するか又は郵便等により提出してください。なお、郵送等の場合に、地理的条件等により、開封日の前日（その日が休日の場合はその直前の平日）までに辞退届が担当課へ到達しないおそれがある場合は、併せて、担当課へ見積の辞退について電話連絡をしてください。
- 2 辞退理由は、1から6までの該当する番号に○を付するか、その他の理由を記入してください。
- 3 辞退期間は、受注困難な期間について該当する項目に○を付するか又は期限を記入してください。辞退期間が今回のみ以外は、辞退業種に受注困難な工事及び委託業務の登録業種を記入してください。

※ この様式によらない辞退届であっても届出内容の要件が具備されていれば可とする。